○総務省告示第百七十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日　　総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1～5　略］ 6　携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局（以下この項において「基地局等」という。）並びに広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局等と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表略］ ［注　略］ ［7～9　略］	［1～5　同左］ 6　携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステム（2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の基地局、携帯無線通信を行う基地局及び広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。） ［表同左］ ［注　同左］ ［7～9　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第百七十三号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日　　総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第１号　無線局の種別コード 第１　基本コード ［略］ 基地局　ＦＢ 高高度基地局　ＦＨ ［略］ ［第２　略］	**別表第１号**　［同左］ 第１　［同左］ ［同左］ 基地局　ＦＢ ［同左］ ［第２　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	